

高知ファイティングドッグス野球スクール会員規約

1、組織

(1) 【名称】

当スクールは「高知ファイティングドッグス野球スクール」と称する。

(2) 【所在地】

当スクールの運営は「株式会社高知犬」が行い、その事務局は高知県高知市大谷公園町 21-6 に所在する。

(3) 【目的】

当スクールは高知県内青少年が、野球に関する正しい理解を深めるとともに、野球技術の向上・心身の成長を目指し、高知県の野球界のさらなるレベルアップを目的とする。

2、会員

(4) 【対象】

各コースに定められた資格に該当する者で、当スクールの会員管理システムに登録し、希望者本人と保護者が本スクールの趣旨に賛同し、本規約を遵守する者を対象とする。

(5) 【休会】

会員が会員の都合により休会する場合、休会を希望する月の前月 15 日までに、当スクールに連絡し、承認を得るものとする。ただし突発的な傷病等により 1 カ月以上休む場合はこの限りではない。なお、休会中は受講料の半額を徴収する。

(6) 【復帰】

休会から復帰する場合は、当スクールに連絡し承認を得るものとする。なお休会した会員が復帰した場合、復帰月より月々払いにて受講料を支払うものとする。

(7) 【コースの変更】

コースの変更は、変更を希望する先のコースの定員に空きがあり、前月 15 日までに届け出があった場合に認められる。

(8) 【退会】

会員が会員の都合により退会する場合、退会を希望する月の前月 15 日までに当スクールに連絡をし、承認を受けるものとする。

(9) 【継続】

会員から退会の意思表示がない場合は、毎月自動継続されるものとする。年度切り替え時も同様に翌年度も自動継続されるものとする。

(10) 【除名】

次の各事項のいずれかに該当する行為があった場合、当スクールは該当する会員を除名することができる。

(Ⅰ) 本規約に違反したとき又は違反したと判断した場合

(Ⅱ) 当スクールの名誉を傷つける又は他の会員に著しく迷惑となる行為があった場合

(Ⅲ) 受講料、その他の支払いを 3 カ月以上滞納した場合

(Ⅳ) その他処分を適当とする行為があり、当スクールがそれを決定した場合

(11) 【変更】

会員は、当スクールに届け出た氏名・住所・電話番号等について変更があった場合、速やかに届け出るものとする。なお前途届け出がないため当スクールからの通知又は送付書類、その他のものが届かなかった場合については、通常期日に到着したものと見なし、当スクールは一切責任を負わないものとする。

3、スクール

(12) 【開催日程・開催地】

開催日程及び開催地は当スクールからの連絡・日程表を参照すること。天候による開催日程及び開催地の変更は当スクールからの連絡を確認すること。

(13) 【中止】

悪天候等でスクールが中止となった場合は、単発スクールにて振替を行う。振替を希望する会員は、当スクールへ振替希望日を連絡する。

(14) 【コースの新設・変更・廃止】

当スクールは1カ月前の予告をもって、コースの新設・曜日及び時間帯の変更・廃止することがある。

(15) 【休講・閉鎖】

当スクールは、天災事変、社会情勢の変化、その他当スクールの存続を困難とする事由が生じたとき、無条件に休講もしくは閉鎖することができる

4、入会金及び会費について

(16) 【入会金・年度更新料】

会員は、入会時に入会金を、年度更新時には年度更新料を納入するものとする。

(17) 【受講料】

会員は毎月受講料を納入する。なお受講料は悪天候等の理由で中止となっても返金されないものとする。但し14項の事由で、講座が休講・閉鎖になった場合、開催されなかった期間の受講料は返金される。また、途中で休講・閉鎖となった場合の受講料は、状況により事務局で決定し、会員管理システムにて掲載するものとする。

(18) 【支払方法】

会員は入会時に、会員管理システムにて支払いに利用するクレジットカードを登録する。当スクールは登録されたクレジットカードから、毎月末（原則として25日）に翌月分の受講料を引き落とす。

5、保険・免責

(19) 【保険】

会員は入会手続き後、ジュニアスポーツライフネットワークスポーツ補償に加入する。加入手続きは当スクールが行う。入会年度の保険料は入会金に、次年度以降の保険料は年度更新料に含まれる。傷害事故の場合における補償は加入する保険会社の約款通りとする。なお会員の治療、通院、入院等にかかる費用は会員が負担するものとし、当スクールは負担しない。その費用が傷害保険の補償により支払われる保険金額を超えた場合であっても会員が負担する。

(20) 【負傷時の対応】

会員が当スクールの練習時に負傷した場合には当スクールが応急対応を施す。その後の治療・入院・通院等について当スクールは責任を負わない。

(21) 【免責】

当スクールにおける盗難・紛失・傷害その他事故について、当スクールに何ら損害賠償を求めず、当スクールは賠償しないものとする。

6、その他

(22) 【写真掲載】

会員は当スクール受講中の写真・映像が、当スクールホームページ・SNSに掲載される可能性があることを承諾する。承諾しない場合はあらかじめ当スクールに申し出る。

(23) 【個人情報】

会員の個人情報は、当スクールの運営及び高知ファイティングドッグスが提供するサービス全般に使用する。なお当スクールは個人情報の正確性及び安全性を確保すると同時に、不正アクセス・個人情報の紛失・改ざん・漏洩の防止に努める。

(24) 【規約の改正】

当スクールは必要に応じ、随時本規約を改正することができる。また本規約の効力はすべての会員、保護者に及ぶものとする。

(25) 【発効】

本規約は2021年4月1日より発効および実施する。



高知ファイティングドッグス野球スクール

2021年4月1日